

調査の背景

- 災害弔慰金の支給対象となる災害関連死の認定は、判定が困難な場合等においては、市町村が設置する審査会の調査審議を経て行われているが、**審査会に関する規定を定めている市町村は約4割**（令和7年8月31日時点）。特に小規模市町村の中には**単独での審査会設置に苦慮している団体**もみられる。
- 令和6年1月の**能登半島地震**では、多くの市町において**審査会を設置しておらず、開催・運営に係るノウハウもなかったことから、県が管内市町の審査会業務を支援**

（注）能登半島地震での災害関連死者数481人（令和8年3月4日現在）。東日本大震災や熊本地震においても県が市町村の審査会業務を支援。

- 首都直下地震や南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が懸念されているところ、市町村の取組を促進するため、国や都道府県による有効な支援策を検討することを目的に調査を実施

現 状

- 都道府県により管内市町村の取組状況に差異があり、特に小規模市町村では、審査会に関する規定の整備や委員委嘱に向けた取組に遅れがみられる。
- 審査会の運営に関する手引きや必要書類、災害関連死の認定基準の策定等に苦慮している例がみられる。

想定される課題

- 単独での審査会設置が困難な市町村には、都道府県による支援や近隣市町村との連携等が必要ではないか。
- 審査会等の準備を推進するために、自治体が必要としている情報を適切に把握し提供することが必要ではないか。

調査の方向性

- 取組を進めている自治体の事例や、取組に苦慮している自治体における課題等を把握・分析し、市町村の取組の促進に資する方策を検討
- ・ 審査会の設置、委員委嘱、審査会運営に関する取組状況
 - ・ 市町村における課題や必要としている情報の把握
 - ・ 都道府県における支援事例

参考：災害弔慰金の概要

■ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）抄

（災害弔慰金の支給）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2、3〔略〕

（市町村における合議制の機関）

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

○ 実施主体：市町村（特別区を含む）

○ 対象災害：自然災害

- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

○ 受給遺族：死亡した者の死亡当時における

ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母

イ. アのいずれもが存在しない場合は、
兄弟姉妹

（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

○ 支給額：ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円

イ. その他の者が死亡した場合 250万円

○ 費用負担：国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4